

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療制度に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和3年9月1日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度事務
②事務の内容	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図り、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として創設された医療保険制度である。 郡山市は、高齢者の医療の確保に関する法律等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理 ②資格が異動した被保険者の情報管理 ③保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理 ④保険料異動情報の管理 ⑤保険料期割額情報の作成及び管理 ⑥特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 ⑦簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理及び情報管理 ⑧被保険者証等の交付、納付書等の送付 ⑨保険料の納付情報の管理 ⑩保険料の還付情報の管理 ⑪その他各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付</p>
③対象人数	<p><選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢者医療保険料徴収システム
②システムの機能	<p>・資格及び保険料情報の管理 共通基盤システムを通じて取得した住民異動に関する情報及び所得に関する情報を福島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)と連携する。 標準システムから受信する情報…資格の得喪、保険料の賦課異動 標準システムへ送信する情報…住民異動、被保険者及び世帯員の所得の異動、保険料期割額の異動、保険料収納額及び還付額</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (福島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	福島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
②システムの機能	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1) 被保険者証の即時交付申請 市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市の窓口端末へ配信する。市の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> <p>(2) 住民基本台帳等の取得 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>(3) 被保険者資格の異動 (2)により市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市の窓口端末へ配信する。</p> <p>2. 賦課・収納管理業務</p> <p>(1) 保険料賦課 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを標準システムへ送信し、広域連合内の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市の窓口端末へ配信する。</p> <p>(2) 保険料収納管理 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムに送信し、広域連合の標準システムでも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 市の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムで当該情報を用いた療養費支給決定を行い、市の窓口端末のオンライン連携機能を用いて療養費支給決定通知情報等を市の窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能を、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 後期高齢者医療保険料徴収システム ）</p>
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>①情報連携テーブル格納機能 各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する機能。</p> <p>②情報連携テーブル修正機能 各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する機能。</p> <p>③情報連携テーブル参照機能 各事務システムにおいて、他事務システムの情報が必要な場合に、他事務システムの連携テーブルを参照する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 中間サーバー ）</p>

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険料情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第一の59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険料情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び被保険者と同一の世帯員並びに同一の世帯員であった者の一部
その必要性	保険料は被保険者及び世帯主の所得額により決定されるので、その内容について適切に管理する必要があるため。また、被保険者の医療費負担区分の判定については世帯員全員の所得情報が必要であるため、標準システムにその情報を連携するために適切に管理する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 対象者を正確に特定するために必要 ・4情報: 対象者の特定及び通知書等の送付先情報として必要 ・連絡先: 本人へ申請内容等の確認のために必要 ・その他住民票関係情報: 保険料、医療費負担割合及び負担区分の判定のために必要 ・地方税関係情報: 保険料、医療費負担割合及び負担区分の判定のために必要 ・医療保険関係情報: 被保険者の資格管理のために必要 ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 被保険者の資格の得喪の決定のために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報: 保険給付を正確に行うために必要 ・年金関係情報: 保険料の徴収方法を決定するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	国民健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、障がい福祉課、保健所地域保健課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (福島県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の資格及び保険料情報を正確に把握するため。	
④使用の主体	使用部署	国民健康保険課、国保税収納課、収納課、各行政センター及び連絡所、各市民サービスセンター、DX戦略課(電算室)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・毎日の住民異動(死亡、転出、転入、年齢到達等)に関する情報を共通基盤システムを介して徴収システムで取得、これを標準システムに連携する。 ・毎日の保険料の収納に関する情報を徴収システムで取得、これを標準システムに連携する。 ・毎月の対象世帯の世帯員の所得の異動に関する情報を共通基盤システムを介して徴収システムで取得、これを標準システムに連携する。 ・毎月、65歳以上で一定の障害等級に認定されている方の情報を障がい福祉課(身体)、保健所地域保険課(精神)より電磁記録媒体により取得、該当者へ案内通知を発送し、希望者より障害認定の申請を受け付ける。受け付けた内容は標準システムに入力、広域連合へ送信される。また、変更、撤回(脱退)の申請があった場合も同様に処理する。 ・毎月、生活保護、外国人保護及び中国残留邦人等支援給付の受給開始、終了該当者の情報を生活支援課より電磁記録媒体により取得する。該当者からは資格取得(加入)、喪失(脱退)の申請を受け付ける。受け付けた内容は標準システムに入力、広域連合へ送信される。申請のない方については職権による処理を実施する。 ・市から広域連合に送信された以上の情報を基に、広域連合で異動決定した資格内容、保険料賦課内容を受信する。 ・保険料特別徴収対象候補者に関する情報について介護保険システム等を介して年金保険者より受信する。	
	情報の突合	評価実施機関内の他部署及び広域連合から入手する場合は、内部番号等で突合する。本人又は本人の代理人から入手する場合は、個人番号、内部番号、4情報等で突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
後期高齢者医療保険料情報管理運用業務		
①委託内容	被保険者の保険料の賦課、異動に関する内容を徴収システムに反映させる。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社福島情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
徴収システム賃貸借・保守業務		
①委託内容	徴収システム運用機器の賃貸借及び保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社福島情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (6) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	福島県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が福島県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出: 転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位) ・住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位) 賦課・収納業務 ・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報 ・期割情報: 当市が実施した期割保険料の情報 ・収納情報: 当市が収納及び還付充当した保険料の情報 ・滞納者情報: 当市が管理している保険料滞納者の情報 給付業務 ・療養費関連情報等: 当市で申請書等をもとに作成した療養費情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()

<p>⑦時期・頻度</p>	<p>資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に資格に関する届出: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度 ・住民基本台帳情報: 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度 ・住登外登録情報 : 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度 <p>賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に月次の頻度 ・期割情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に月次の頻度 ・収納情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に日次の頻度 ・滞納者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に日次の頻度 <p>給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報等: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に月次の頻度
---------------	---

移転先2～5	
移転先2	介護保険課
①法令上の根拠	番号法別表第二項番93
②移転先における用途	被保険者の資格得喪の確認
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者にかかる資格の取得日及び喪失日
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③に同じ
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	市役所閉庁日を除く毎日
移転先3	保健所地域保健課
①法令上の根拠	郡山市健康増進法施行細則第4条
②移転先における用途	健診自己負担金区分の確認
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者の資格の有無
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [<input type="radio"/>] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先4	生活支援課
①法令上の根拠	昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知(改正 平成26年6月30日社援発0630第1号)、生活保護法第1条、第8条、第19条、第29条
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置適用及び最低生活費の認定に利用するため
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者の資格の有無、保険料に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙

	<p>「<input type="checkbox"/>」アンケート <input type="checkbox"/> その他（直接の聞き取り）</p>
⑦時期・頻度	その都度

移転先5	障がい福祉課	
①法令上の根拠	郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第4条第1項、第3項	
②移転先における用途	重度心身障害者医療費助成金の算定のため	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者の月毎の負担区分	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月1回	
移転先6～10		
移転先6	こども支援課	
①法令上の根拠	郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条第4項第7号	
②移転先における用途	ひとり親家庭医療費の助成額の算定のため	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者の月毎の一部負担金額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	その都度	
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<徴収システム、共通基盤システムにおける措置> ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <標準システムにおける措置> 広域連合で管理するサーバー内で保管する。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(資格管理情報)

1.レコード区分 2.レコード番号 3.情報種別コード 4.媒体区分 5.ボリューム通番 6.地方公共団体コード 7.保険者番号 8.作成年月日 9.作成時刻 10.予備 11.宛名区分 12.被保険者番号 13.被保険者資格取得事由コード 14.被保険者資格取得年月日 15.被保険者資格喪失事由コード 16.被保険者資格喪失年月日 17.保険者番号適用開始年月日 18.保険者番号適用終了年月日 19.カナ氏名 20.生年月日 21.性別コード 22.現都道府県名 23.現市区町村名 24.現住所 25.レコード件数 26.宛名区分コード 27.宛名番号 28.証区分コード 29.交付年月日 30.漢字氏名 31.性別 32.都道府県名 33.市区町村名 34.住所 35.資格取得日 36.発効期日 37.有効期限 38.一部負担金の割合 39.保険者名称 40.宛名氏名 41.宛名都道府県コード 42.宛名市区町村コード 43.宛名町名コード 44.宛名都道府県名 45.宛名市区町村名 46.宛名住所 47.宛名郵便番号 48.住所地特例適用開始年月日 49.住所地特例適用終了年月日 50.宛名コード 51.宛名コード枝番 52.国民健康保険記号番号 53.国民健康保険資格 54.国民健康保険資格取得日 55.国民健康保険資格喪失日 56.国民健康保険事由 57.国民健康保険退職・区分 58.国民健康保険退職・資格取得日 59.国民健康保険退職・資格喪失日 60.年金・記号番号 61.年金・種別 62.年金・判定 63.年金・一般・資格取得日 64.年金・一般・資格喪失日 65.年金・付加・資格取得日 66.年金・付加・資格喪失日 67.年金・付加・事由 68.後期高齢者医療被保険者番号 69.後期高齢者医療資格取得日 70.後期高齢者医療資格喪失日 71.後期高齢者医療適用開始日 72.後期高齢者医療適用終了日 73.後期高齢者予備 74.電話番号 75.介護保険被保険者番号 76.介護保険資格取得日 77.介護保険資格喪失日 78.介護保険受給認定日 79.介護保険受給取消日 80.介護保険予備 81.個人番号

(賦課管理情報)

1.レコード区分 2.レコード番号 3.情報種別コード 4.媒体区分 5.ボリューム通番 6.地方公共団体コード 7.保険者番号 8.作成年月日 9.作成時刻 10.予備 11.相当年度 12.被保険者番号 13.賦課管理番号 14.市区町村別保険料 15.不均一賦課地区コード 16.暫定確定賦課フラグ 17.申告区分 18.通知書発送要否フラグ 19.資格取得年月日 20.資格喪失年月日 21.賦課事由コード 22.賦課事由 23.賦課決定年月日 24.所得割率 25.賦課のもととなる所得金額 26.所得割額 27.均等割額 28.算出額 29.賦課期日 30.減額区分 31.軽減額 32.限度額超過 33.年保険料額 34.月数 35.月割減額 36.特別軽減区分 37.月別資格情報 38.後期高齢者医療保険料 39.レコード件数 40.広域内転居取得年月日 41.広域内転居喪失年月日 42.賦課期日2 43.減額区分2 44.軽減額2 45.限度額超過2 46.年保険料額2 47.月数2 48.月割減額2 49.特別軽減区分2 50.月別資格情報2 51.減免額 52.変更前賦課のもととなる所得金額 53.変更前所得割額 54.変更前均等割額 55.変更前算出額 56.変更前賦課期日 57.変更前軽減区分 58.変更前軽減額 59.変更前限度額超過 60.変更前年保険料額 61.変更前月数 62.変更前月割減額 63.変更前特別軽減区分 64.変更前月別資格情報 65.変更前賦課期日2 66.変更前減額区分2 67.変更前軽減額2 68.変更前限度額超過2 69.変更前年保険料額2 70.変更前月数2 71.変更前月割減額2 72.変更前特別軽減区分2 73.変更前月別資格情報2 74.変更前減免額 75.変更前後期高齢者医療保険料 76.賦課年度 77.徴収方法区分 78.期別番号 79.期割情報種別 80.納期限年月日 81.保険料期割額 82.異動区分 83.所得照会区分 84.氏名 85.生年月日 86.性別コード 87.現住所 88.照会先自治体コード 89.照会先自治体名 90.照会先自治体住所 91.前住所 92.宛名番号 93.宛名区分 94.都道府県コード 95.市区町村コード 96.特別徴収義務者コード 97.通知内容コード 98.媒体コード 99.特別徴収制度コード 100.基礎年金番号 101.年金コード 102.カナ氏名 103.シフトコード 104.漢字氏名 105.郵便番号 106.カナ住所 107.漢字住所 108.各種区分 109.後期移管コード 110.金額3 111.共済年金証書記号番号 112.合計件数 113.各種年月日 114.金額1 115.合計金額1 116.処理結果コード 117.金額2 118.合計金額2 119.介護保険被保険者番号 120.宛名コード1 121.宛名コード2 122.介護居住地特例区分 123.介護補足年月日 124.介護待機フラグ 125.異動区分コード 126.更正年月日 127.更正事由コード 128.課税非課税区分 129.未申告区分 130.経過措置フラグ 131.旧但し書所得優先フラグ 132.減額対象所得優先フラグ 133.低I低II判定所得優先フラグ 134.一部負担割合判定所得優先フラグ 135.旧但し書所得 136.減額対象所得 137.低I低II判定所得 138.一部負担割合判定所得 139.市区町村民税課税所得 140.営業所得額 141.農業所得額 142.不動産所得額 143.利子所得額 144.配当所得額 145.配当証券投資所得額 146.外貨建配当所得額 147.給与所得額 148.その他雑所得額 149.雑所得合計額 150.総合短期譲渡所得額 151.総合長期譲渡所得額 152.一時所得額 153.総合譲渡一時所得額 154.給与収入額 155.給与専従者収入額 156.専従者給与(控除)額 157.公的年金収入額 158.分離短期譲渡一般所得額 159.分離短期譲渡軽減所得額 160.分離長期譲渡一般所得額 161.分離長期譲渡特定所得額 162.分離長期譲渡軽減所得額 163.山林所得額 164.先物取引所得額 165.未公開株式譲渡所得額 166.上場株式譲渡所得額 167.分離短期一般特別控除額 168.分離短期軽減特別控除額 169.分離長期一般特別控除額 170.分離長期特定特別控除額 171.分離長期軽減特別控除額 172.繰越純損失額 173.繰越雑損失額 174.繰越株式損失額 175.繰越先物損失額 176.繰越居住用損失額 177.居住用損失額 178.条約適用利子等所得額 179.条約適用配当等所得額 180.個人番号 181.上場株式配当所得額 182.繰越特定中小会社株式損失額 183.特例適用利子等所得額 184.特例適用配当等所得額

(収納管理情報)

1.レコード区分 2.レコード番号 3.情報種別コード 4.媒体区分 5.ボリューム通番 6.地方公共団体コード 7.保険者番号 8.作成年月日 9.作成時刻 10.予備 11.被保険者番号 12.賦課年度 13.相当年度 14.賦課管理番号 15.徴収方法区分 16.期別番号 17.集計年度 18.納入方法コード 19.還付充当区分 20.領収年月日 21.収納年月日 22.保険料収納済額 23.レコード件数 24.滞納状態コード 25.督促状発行年月日 26.催告書発行年月日 27.不納欠損年月日 28.不納欠損事由コード 29.不納欠損額 30.市町村コード 31.宛名コード 32.宛名コード枝番 33.後期高齢者保険料口座区分 34.後期高齢者保険料振替区分 35.後期高齢者保険料開始年月日 36.索引年月日 37.口座1銀行コード 38.口座1支店コード 39.口座1預金種目 40.口座1口座番号 41.口座1預金者名 42.口座2銀行コード 43.口座2支店コード 44.口座2預金種目 45.口座2口座番号 46.口座2預金者名 47.口座用異動年月日 48.調定年度 49.税目コード 50.通知書番号 51.納税義務者宛名コード 52.納税義務者宛名コード枝番 53.納税管理人宛名コード 54.賦課コード 55.更正年月日 56.更正事由コード 57.更正発生区分 58.公示送達区分 59.全納集計区分 60.年税額 61.差引年税額 62.差引納付額 63.納付額合計 64.延滞金調定額合計 65.延滞金納付額合計 66.月別 67.納期限 68.税額 69.納付額 70.バッチ番号2 71.振替区分 72.約手コード 73.内入区分 74.還付事由コード 75.還付発生区分 76.還付番号 77.処分コード 78.督促状発行年月日 79.停止年月日 80.差押年月日 81.読取区分 82.バッチ番号1 83.延滞金調定額 84.延滞金納付額 85.延滞金領収年月日 86.延滞金収納年月日 87.延滞金約手コード 88.延滞金区分 89.延滞金還付事由コード 90.延滞金還付発生区分 91.延滞金還付番号 92.延滞金処分コード 93.延滞金停止年月日 94.延滞金差押年月日 95.分納回数 96.バッチ番号 97.督促手数料 98.件数 99.合計 100.修正用番号 101.延滞金 102.不能情報レコード区分 103.年度 104.不能事由コード 105.請求金額 106.銀行コード 107.支店コード 108.預金種目 109.口座番号 110.預金者名 111.データ区分 112.種別コード 113.文字コード区分 114.委託者コード 115.金融機関用税目コード 116.委託者名 117.振替月日 118.銀行名 119.支店名 120.預金者カナ氏名 121.新規コード 122.振替年月日 123.請求件数 124.個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険料情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><徴収システム、標準システムにおける措置> 届出/申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類、被保険者証または複数点書類提示を求めることで、対象者以外の情報の入手を防止するための本人確認を厳格に行う。また、本人が提供する本人の情報については、必要最小限のものであるように説明し、書類の書式やシステム上で入力できる当該情報の範囲を限定している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 各事務システム間での情報連携のために、各事務システムの副本データを置くものであり、各事務システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。また、連携する各事務システムにおいて、必要情報を事前に登録してあり、それ以外の情報は取得できないシステムとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><徴収システム、標準システムにおける措置> 各システムの事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①情報の格納 自動でデータの副本を更新するシステムである。</p> <p>②情報の取得 自動で必要な情報を取得するのみで、それ以外の情報は取得できないシステムとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><徴収システム、標準システムにおける措置></p> <p>①システムを利用する必要がある所属の職員を特定し、個人ごとにIDを割り当てるとともにパスワードによる認証を行っている。</p> <p>②ユーザーIDのログ情報を管理している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 操作者の登録管理を行う。</p>
その他の措置の内容	端末PC及び標準システムPCについては、アクセス権限が付与された職員以外の不正アクセスの対策として、一定時間の離席の際に、自動ログオフが設定されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	郡山市個人情報保護条例及び関連規則等、郡山市情報セキュリティ要綱及び郡山市情報セキュリティ対策基準等の業務実施に係る法令等を遵守すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、個人情報の保護に関する法律、郡山市個人情報保護条例等の規定に基づき、庁内で扱う個人情報の流出を防いでいる。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><郡山市における措置></p> <p>①事務担当部署が使用部署に対し、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策通知 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カード配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施
10. その他のリスク対策	
-	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 市民部国民健康保険課(後期高齢者医療係) 電話024-924-2146
②対応方法	全庁共通の問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 基本情報 6-②	国民健康保険課長 山内 政人	国民健康保険課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月27日	IV 開示請求、問合せ1-①	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課（市政情報センター） 電話024-924-3511	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3-④	国民健康保険課、国保税収納課、収納課、各行政センター及び連絡所、各市民サービスセンター、ソーシャルメディア推進課（電算室）	国民健康保険課、国保税収納課、収納課、各行政センター及び連絡所、各市民サービスセンター、DX戦略課（電算室）	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	III リスク対策3-⑦	発生あり	発生なし	事後	期間経過のため
令和3年9月1日	V 評価実施手続1-①	平成26年12月19日	令和3年8月10日	事後	実施日更新のため